

## 令和7年度福島県土地取得事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度福島県土地取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,958千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,307,828千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		1,653,869	3,958	1,657,827
	1 財 産 運 用 収 入	3,869	3,958	7,827
歳 入 合 計		3,303,870	3,958	3,307,828

## 歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 基 金 管 理 費		3,870	3,958	7,828
	1 基 金 管 理 費	3,870	3,958	7,828
歳 出 合 計		3,303,870	3,958	3,307,828

## 令和7年度福島県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度福島県国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,325千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170,702,458千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
6 財 産 収 入		8,412	13,000	21,412
	1 財 産 運 用 収 入	8,412	13,000	21,412
7 繰 入 金		15,540,521	△2,675	15,537,846
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,060,521	△2,675	11,057,846
歳 入 合 計		170,692,133	10,325	170,702,458

## 歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		98,506	△2,675	95,831
	1 総務管理費	84,224	△2,675	81,549
10 基金積立金		8,412	13,000	21,412
	1 基金積立金	8,412	13,000	21,412
歳出合計		170,692,133	10,325	170,702,458

令和7年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

## 第 1 表 繰 越 明 許 費

(単位千円)

款	項	事 業 名	金 額
1 小名浜港港湾整備事業費			90,000
	1 ふ頭埋立造成費		90,000
		ふ頭埋立造成費	90,000
合	計		90,000

令和7年度福島県奨学資金貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和7年度福島県奨学資金貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,952千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ386,182千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		2,792	2,951	5,743
	1 財産運用収入	2,792	2,951	5,743
3 繰入金		138,493	△5,451	133,042
	1 一般会計繰入金	81,128	△1,472	79,656
	2 基金繰入金	57,365	△3,979	53,386
4 繰越金		4	19,509	19,513
	1 繰越金	4	19,509	19,513
5 諸収入		240,941	△13,057	227,884
	2 貸付金元利収入	240,851	△13,057	227,794
歳入合計		382,230	3,952	386,182

## 歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 標 學 資 金 貸 付 事 業 費		382,230	3,952	386,182
	1 標 學 資 金 貸 付 事 業 費	382,230	3,952	386,182
歳 出 合 計		382,230	3,952	386,182

令和7年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度福島県流域下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
取 入			
第1款 流域下水道事業収益	9,103,303千円	7,450千円	9,110,753千円
第1項 営 業 収 益	4,619,733千円	1,907千円	4,621,640千円
第2項 営 業 外 収 益	4,163,659千円	5,543千円	4,169,202千円
支 出			
第1款 流域下水道事業費用	9,142,516千円	208,380千円	9,350,896千円
第1項 営 業 費 用	8,629,448千円	6,167千円	8,635,615千円
第2項 営 業 外 費 用	193,157千円	1,283千円	194,440千円
第3項 特 別 損 失	319,911千円	200,930千円	520,841千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,373千円は、過年度分損益勘定留保資金3,373千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計	
<b>取 入</b>				
第1款 資本的 収入	2,837,216千円	△1,999千円	2,835,217千円	
第1項 企 業 債	460,800千円	△164千円	460,636千円	
第3項 繰 入 金	904,562千円	14,461千円	919,023千円	
第4項 負 担 金	707,254千円	△16,296千円	690,958千円	
<b>支 出</b>				
第1款 資本的 支出	2,838,099千円	491千円	2,838,590千円	
第1項 建設改良費	1,626,260千円	△164千円	1,626,096千円	
第3項 企業債償還金	1,209,637千円	△1,835千円	1,207,802千円	
第5項 還付金及び返納金	1千円	2,490千円	2,491千円	
(企業債の補正)				
第4条 企業債を次のとおり補正する。				
補 正 前				
起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 返 の 方 法
建設改良費	460,800千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金について、利率の	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

見直しを行  
った後にお  
いては、当  
該見直し後  
の利率)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	460,636千円	1 借入方法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借入資金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	218,801千円	6,003千円	224,804千円

令和7年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,822,966千円	△10,784千円	2,812,182千円
第1項 営 業 費 用	2,724,679千円	△10,784千円	2,713,895千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	298,894千円	△10,919千円	287,975千円
児童手当	2,395千円	135千円	2,530千円

令和7年度福島県立病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度福島県立病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
取 入			
第1款 病院事業収益	8,867,332千円	58,673千円	8,926,005千円
第1項 医業収益	2,915,323千円	△181,694千円	2,733,629千円
第2項 医業外収益	5,952,006千円	240,367千円	6,192,373千円
支 出			
第1款 病院事業費用	8,894,839千円	65,652千円	8,960,491千円
第1項 医業費用	8,729,441千円	65,652千円	8,795,093千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	4,482,566千円	57,682千円	4,540,248千円
（他会計からの補助金の補正）			

第4条 共済組合追加費用、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当経費、経営改革支援経費、退職手当対応経費、県立病院改革プラン実行経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

既決予定額	補正予定額	計
777,654千円	△13,415千円	764,239千円